

# 推奨認定審査会(立川お土産品)・品評会

## 実施要項

- 趣 旨 立川市内で販売されている商品の中から、立川の土産品として独自性に富み、かつ高品質なものを推奨認定品として認定し、立川の観光事業の発展とイメージアップに役立てることを目的とする。
  - 申込締切 平成 31 年 1 月 24 日 (木) ～3 月 1 日 (金)  
※期間中の土日祝日は除きます。  
午前 9 時～午後 5 時まで (郵送または、持参してください。)
  - 開催日 平成 31 年 3 月 8 日 (金) 午後 1 時 30 分より
  - 場 所 立川商工会議所 役員会議室  
〒190-0012 立川市曙町 2-38-5 立川ビシ<sup>®</sup> 本社タ<sup>®</sup>ビル 12 階  
TEL 042-527-2700 FAX 042-527-5913
- ※以下前年度実績
- 応募方法
    - ①**応募の資格** 立川市内及び周辺の生産・製造業者、またはその承諾を得た販売業者とします。  
審査当日からさかのぼって一ヶ月以内に東京都多摩立川保健所において直接指導を受けた商品とする。
    - ②**応募商品**
      1. 立川市内の店舗で販売されている商品であること
      2. 商品どこかに「立川らしさ」があること  
例：立川産の素材を使っている  
商品の形・パッケージ等に立川との関わりがある。  
立川で長年親しまれている。
      3. 応募点数は、1 事業所で 3 商品 ※1  
※1 但し、関連商品が複数ある場合には、1 商品群として出品することも可能です。
    - ③**申込受付** 所定の審査申し込み用紙に記入し、事務局窓口へ随時お申し込み下さい。 ※ **応募、審査は無料です。**
    - ④**商品搬入** 審査会前日もしくは、前々日まで  
単品商品：10 個 審査員への試食に使用します。  
箱詰め商品：2 個 宣伝写真撮影・パッケージ審査に使用します。
  - 認定審査 立川観光協会が推奨するにふさわしい商品かどうか認定にあたり審査を実施します。

- ①審査委員会 立川観光協会・立川商工会議所・立川市・出版社・消費者代表及び市内各団体による審査委員会を構成し、審査及び品評をおこないます。
- ②審査基準 当協会で別途定める審査基準、審査要綱に準じます。
- ③認定 審査委員会の審査に合格した商品には、立川観光協会推奨認定品として認定証が交付されます。認定期間は交付日より1年間です。  
※期間満了後、更新可能  
すでに認定を受けている商品については、品評のみとします。
- ④手数料 認定証交付手数料 30,000円（1事業所）  
認定証更新手数料 20,000円（1事業所）
7. 特典 優れた商品として推奨認定を受けると次の特典が用意されています。
- ①立川市内の公的行事の場等でのPR展示、販売促進の機会がえられます。
  - ②立川観光協会が観光ガイドを作成、あるいは立川市をPRする機会等には、推奨認定品の広報を優先的におこないます。
  - ③全国観光土産品審査会へ立川観光協会推薦として出品することができます。
  - ④専門家による商品の写真撮影がされます。自社製品のPR写真としてご利用頂けます。
  - ⑤立川市・大町市観光情報プラザやファーマーズセンターみののれ立川にて推奨認定品を販売することができます。
  - ⑥立川市公式キャラクター「くるりん」を用いた商品開発ができます。
8. 発表 推奨認定品は応募者に通知するほか、立川商工会議所情報紙等を通じて公表します。
9. その他 推奨認定品登録された商品について不具合（食中毒等）があった場合は認定品登録を解除する。  
また、製造・販売事業所は万が一の対応に責任を持つ。

主 催 立川観光協会  
共 催 立川商工会議所

その他ご不明な点は、立川観光協会事務局 田中・小河原・井上  
までお問い合わせ下さい。

〒190-0012

立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 12 階 立川商工会議所内

T E L 042-527-2700

F A X 042-527-5913